平成２３年（フ）第１０５４５号
埼玉県草加市松江５丁目６－５、開始決定上の住所埼玉県草加市新栄町195－１
破産者　成田ふみ子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６７９号
東京都豊島区駒込３丁目４番２号
破産者　東南観光開発株式会社
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４６８号
東京都江戸川区南葛西６丁目18番１－1003号
破産者　有限会社ケイ・オー・アイ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４６９号
東京都江戸川区東葛西５丁目１－３－1002
破産者　落合　健児
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８８９号
東京都世田谷区桜上水３丁目６－11、住民票上の住所東京都世田谷区松原４丁目24－15－303
破産者　山田　耕司
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０４８号
東京都調布市飛田給１丁目36－８－207、開始決定時の住所東京都調布市多摩川５丁目19－９－702
破産者　須崎　　忠
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０４９号
東京都調布市飛田給１丁目36－８－207、開始決定時の住所東京都調布市多摩川５丁目19－９－702
破産者　須崎由美子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２５６号
東京都港区白金５丁目８番12号
破産者　有限会社服部事務所
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２５７号
東京都港区白金３丁目20－２－202
破産者　服部　安昌
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２６０号
東京都世田谷区上野毛１丁目27－４－704
破産者　服部　正之
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２０号
千葉県佐倉市宮ノ台１丁目１－５－704
破産者　小林　浩二
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０６２号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾６丁目19－13　レオパレス鶴見第11－202
破産者　森　　孝志
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５９２号
神奈川県茅ヶ崎市常盤町６－１
破産者　深山　隆弘
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６２０号
東京都墨田区両国３丁目26番１号
破産者　株式会社テクノワールド
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５８号
東京都新宿区西新宿１丁目13番２号
破産者　有限会社プラナハンズ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５９号
東京都府中市白糸台４丁目44－１　車返団地３－２－404
破産者　大野恵一郎
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６３７号
埼玉県春日部市南中曽根655番地３
破産者　株式会社ＸＡＤＯ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８０５号
東京都板橋区高島平９丁目１－７－1312
破産者　松井　美喜（旧姓野中）
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９６９号
東京都練馬区大泉学園町７丁目４－25　グリーンコーポⅡ102
破産者　川崎　義秋
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９７０号
東京都練馬区大泉学園町７丁目４－25　グリーンコーポⅡ102
破産者　川崎　英子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９７１号
神奈川県横浜市西区浜松町12－20－1102、住民票上の住所東京都練馬区大泉学園町４丁目23－24
破産者　川崎　　孝
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部